

## 長期継続契約を定める条例の一部改正（案）について

### ◎ 条例改正の趣旨

長期継続契約とは、電気、ガス、水等の供給契約のように継続的に必要となるものの契約を、毎年更新するのではなく長期にわたって締結する契約のことです。

これにより、美濃加茂市の業務に必要なものを安定的に確保し、契約形態も合理的に運用できるメリットがあります。

地方自治法第234条の3を根拠とする電気、ガス、水等の契約のほか、地方自治法施行令第167条の17の規定により、条例で定めるものの契約も長期継続契約とすることができます。

継続的に提供を受ける必要があるものが多種多様となってきているため、長期継続契約の需要が増えています。

そこで、契約期間の上限を延長し、商慣習に合った契約ができるようにするとともに、長期継続契約を利用できる場合を明確にして濫用を防ぐために条例改正するものです。

### ◎ 条例改正の概要

新	旧
(長期継続契約を締結することができる契約) 第2条 長期継続契約を締結することができる <u>契約及びその期間は、商慣習上複数年度にわたり契約することが一般的であるもの又は毎年度当初から役務の提供を受ける必要があり、契約の相手方の準備期間を確保するために、複数年度にわたり契約を締結することを要するものであって、次の各号に掲げるものとする。</u>	(長期継続契約を締結することができる契約) 第2条 長期継続契約を締結することができる <u>契約は、</u> 次の各号に掲げるものとする。

新	旧
<p>(1) <u>事務機器、情報機器（ソフトウェアを含む。）その他の物品に関する賃貸借契約及び保守点検委託契約 7年以内</u></p> <p>(2) <u>施設の警備、清掃、保守点検等施設の維持管理その他の経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約 3年以内</u></p>	<p>(1) <u>物品に関する賃貸借契約及び保守点検委託契約</u></p> <p>(2) <u>施設の警備、清掃、保守点検等施設の維持管理に関する委託契約</u></p> <p><u>(契約の期間)</u></p> <p><u>第3条 前条各号に掲げる契約の期間は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 前条第1号に規定する契約にあつては、5年以内とする。</u></p> <p><u>(2) 前条第2号に規定する契約にあつては、2年以内とする。</u></p>

長期継続契約を締結することができる契約を次のとおり明確にします。

○「商慣習上複数年度で契約することが一般的であるもの」

事務機器等の耐用年数は複数年あることが通常であり、全てを単年度の契約として行うことは商慣習になじまないものもあります。現在は、そのような解釈で長期継続契約を行っていますが、条例に明確に規定することとします。

○「毎年度当初から役務の提供を受ける必要があり、契約の相手方の準備期間を確保するために、複数年度にわたり契約を締結することを要するもの」

年度当初（4月）から業務を履行するためには、その前の期間で準備を行うことが必要となります。その準備期間を確保するために長期継続契約を利用することができる旨を条例に明確に規定することとします。

○第1号

「物品」の種類を例示して、どのような物品の賃貸借契約や保守点検委託契約が長期継続契約を行うことができるかを明示することとします。

また、契約期間を5年以内から7年以内とし、より弾力的に実態にあった契約ができるようにします。

#### ○第2号

今までは、施設管理に伴う委託契約しかできなかったものを、施設に限らず、継続的に役務の提供を受ける委託契約を長期継続契約として契約できるようにします。

また、契約期間を2年以内から3年以内とし、より弾力的に実態にあった契約ができるようにします。

#### ○第3条

第2条に契約期間を規定したことによって、契約期間を規定している第3条を削ることとします。

### ◎ 条例の施行期日

条例の公布の日とします。

問合せ先

美濃加茂市総務部 総務課 契約係

(代表) 0574-25-2111 (内線355)